

減災目標の達成に向けた主な取組

主な取組

建築物等のさらなる耐震対策の促進

第2部
第1章

課題

- ✓ 木造建物件数

区全体	最大地区	高輪
7,855件	3,214件	
- ✓ 区の建物の3割は木造。うち半数は旧耐震基準年代。木造建物は非木造建物に比べ耐震性が低いため、木造建物（特に旧耐震基準で建てられた古い木造建物）を中心に建物への被害が発生するおそれ
- ✓ 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合、倒壊による道路閉塞のおそれがあり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性

修正のポイント

- ✓ 旧耐震基準の住宅や新耐震基準の木造2階建て住宅を対象とした耐震アドバイザーの派遣
- ✓ 旧耐震基準で耐震性を満たしていない特定緊急輸送道路沿道建築物等を対象とした個別訪問やアドバイザー
- ✓ 住宅や分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震改修工事費や設計費用の助成額等の引き上げ
- ✓ エレベーター安全装置等の設置に対する助成の拡充

長期的な視点から今後一層の具体化を図るべき取組

- ✓ 耐震診断や耐震化に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイザー等を実施
- ✓ 閉じ込め防止に向けて、地震時管制運転装置の整備等の、既存不適格となっているエレベーターの改修を促進
- ✓ 耐震補強や建替等への補助やまちづくり等による確実な耐震化によって旧耐震の建物棟数を減らす

【住宅に対する支援拡充】

- ・旧耐震基準の住宅及び平成12年以前の新耐震基準の木造2階建て住宅について耐震アドバイザーを無料で派遣
- ・耐震改修工事費用の助成額及び助成率の引き上げ
- ・分譲マンションに対する耐震改修設計費用の助成額の引き上げ

令和5年4月から建築物等の耐震化に向けて、対策を強化しました

区は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）の住宅、併用住宅、一般緊急輸送道路沿道や特定緊急輸送道路沿道建築物等に対して、耐震化に関する支援を行っています。

区が専門家を無料で派遣し、住宅の耐震化に関する相談に応じます。

詳しくは、区建設課までお問い合わせください。

建設課 電話 3578-2844・5
その他のマンションに関する支援については、住宅課までお問い合わせください。

住宅課 電話 3578-2223・4

【緊急輸送道路の沿道建築物等への支援拡充】

- ・旧耐震基準で耐震性を満たしていない特定緊急輸送道路沿道建築物等について専門家による建築物の個別訪問を行うとともに、所有者等の求めに応じて無料で耐震化に関するアドバイザーを実施
- ・一般緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震改修工事設計費用及び耐震改修工事費用を引上げ

【その他の支援拡充】

- ・がけ・擁壁に対する擁壁設置工事費用の助成額・助成率の引き上げ
- ・エレベーター安全装置等設置費用助成について、助成対象を拡大
- ・地震時管制運転装置設置及び耐震対策費用の助成額・助成率を引き上げ

令和5年4月から助成対象・助成率も拡充しました

■ 既存エレベーターへの戸開走行保障装置等の設置を支援します

【エレベーター】 改修工事のうち、併用住宅に多いエレベーターは、併用住宅の戸開走行保障装置を設置する必要があるため、併用住宅の戸開走行保障装置を設置する費用の助成率を引上げます。詳しくは、区建設課までお問い合わせください。

【エレベーター改修工事】 併用住宅の戸開走行保障装置を設置する費用の助成率を引上げます。詳しくは、区建設課までお問い合わせください。

建設課 電話 3578-2844・5
住宅課 電話 3578-2223・4

令和5年4月から助成対象・助成率も拡充しました

■ 既存エレベーターへの戸開走行保障装置等の設置を支援します

【エレベーター】 改修工事のうち、併用住宅に多いエレベーターは、併用住宅の戸開走行保障装置を設置する必要があるため、併用住宅の戸開走行保障装置を設置する費用の助成率を引上げます。詳しくは、区建設課までお問い合わせください。

【エレベーター改修工事】 併用住宅の戸開走行保障装置を設置する費用の助成率を引上げます。詳しくは、区建設課までお問い合わせください。

建設課 電話 3578-2844・5
住宅課 電話 3578-2223・4

減災目標の達成に向けた主な取組

主な
取組

帰宅困難者対策の強化

第2部
第4章

第3部
第21章

課題

- ✓ 想定される帰宅困難者数の増加
46万人超→53万人超
- | 区全体 | 最大 | 品川駅 |
|-------|----|----------|
| 53万人超 | | 101,668人 |
- ✓ 企業、学校への一斉帰宅の抑制の周知と
買い物等による来街者（行き場のない帰
宅困難者）の安全確保、混乱の防止
 - ✓ 一時滞在施設のさらなる確保
 - ✓ 帰宅困難者への迅速な情報伝達

修正のポイント

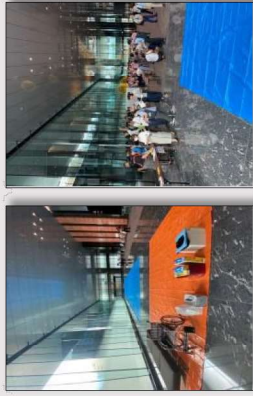
- ✓ 一斉帰宅の抑制の周知徹底
- ✓ 一時滞在施設の確保推進
- ✓ 帰宅困難者への効果的な情報発信
- ✓ 駅周辺滞留者対策推進協議会の運営支援
や夜間休日の発災を想定した情報連携訓
練、本部開設訓練の実施
- ✓ 発災時の駅周辺の滞留者状況の効果的な
情報収集を検討
- ✓ 区の帰宅困難者対策協議会連絡ツールと、
東京都が開発している帰宅困難者対策オ
ペレーションシステムとの連携等を検討

長期的な視点から今後一層の 具体化を図るべき取組

- ✓ 帰宅困難者が住民向け避難所に殺到し、
避難所の収容力超過や備蓄物資の早期枯
竭を招く可能性なども踏まえ、DXなど
を活用した迅速かつ適切な情報提供等の
方策を具体化
- ✓ 通信が途絶し、帰宅困難者による情報収
集が困難となった場合等も想定し、平時
からDXを活用した訓練と、通信途絶時
においても発災時に帰宅困難者対策を遂
行できる環境の整備
- ✓ 東京都及び特別区との連携により、帰宅
困難者対策の更なる強化

【一時滞在施設の確保】

- 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保
するため備蓄品及び感染症対策資器材の購入
費用を補助。（補助率：都5/6、区1/6）
- 区と帰宅困難者の受入に関する協定を締結す
る施設



▲一時滞在施設の受入訓練の様子

【帰宅困難者への案内・誘導】

- 平時から一時滞在施設を区ホームページで周
知するよう努めるとともに、発災時は、開設
状況を随時、公表
- 駅滞留者対策推進協議会の事業者や一時滞在
施設の協力を得て、二次元コードを活用した、
一時滞在施設を周知
- Yahoo!News及びSmartNewsの
広告バナーを活用し一時在施
設を周知



▲駅周辺で周知している二次元コード

【滞留者対策協議会への支援】

- 駅滞留者対策推進協議会の滞留者支援本部設
置手順をVRで作成し、いつでもスマート
フォンで確認できる環境を整備
- アプリを活用し、夜間休日でも情報連携でき
るような仕組と訓練を実施



▲VRによる本部設置手順の立体映像

減災目標の達成に向けた主な取組

主な取組

要配慮者への配慮

第2部 第6章
第3部 第9章

課題

✓ 避難所に避難する身体障害者等の数

区全体	最大地区	高輪
2,714人		635人

- ✓ 支援関係者との連携強化、要配慮者一人ひとりの実情に応じた安全の確保
- ✓ 要配慮者が安心して過ごせるための福祉避難所機能の拡充
- ✓ 災害時における要配慮者の福祉避難所への避難支援
- ✓ 災害時における外国人や障害者など、多様な区民への情報伝達手段の確立

修正のポイント

- ✓ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新
- ✓ 個別避難計画の効果的な活用、支援関係者との連携、災害時における要配慮者の安全の確保
- ✓ 要配慮者別に福祉避難所を分類、特性に合わせた機能・物資等の整備、福祉避難所運営に関するマニュアル等の作成、見直し及び訓練の実施
- ✓ 災害時にも手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立
- ✓ 防災Webポータルの多言語化や音声読み上げ機能の追加

長期的な視点から今後一層の具体化を図るべき取組

- ✓ 要配慮者の避難や災害関連死防止のための、個別の避難支援・物資配布・生活相談等も含めた支援の充実・強化（災害ケースマネジメントの取組）
- ✓ 要配慮者を含む多様な視点から避難所運営を行える地域人材を育成する方策を検討するとともに、区の避難所運営の支援策を強化
- ✓ 子どもや高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を始め、多様な被災者の視点に立った避難所運営、避難者対策を行う支援体制を充実・強化

【個別避難計画の活用】

・個別避難計画は、令和3（2021）年における災害対策基本法等の一部改正において努力義務化

2）個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）に対し、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

【令和元年7月調査】 約95%（55歳以上） 約79%（令和2年7月調査）

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。（注）市町村において作成済みの割合は、令和2年7月調査で、約95%。

※併せて、マイナンバー法改正により、名称・計書の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報も活用



災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要より

【水防法に基づく避難確保計画の作成】

- ・水防法により要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化
- ・今回の計画修正で、水防法に定める浸水想定区域等における要配慮者利用施設を新たに位置づけ
- ・区が事業者の業務支援により、対象施設が効率的に計画を作成し、訓練を実施できる体制を構築



▲男女別物干し場

【多様な視点に立った避難所運営】

・避難所運営について、地域に暮らす多様な人々の命とくらしを守るために、男女共同参画の視点から対応を図ることが求められます。



▲安全・安心な避難所スペース

減災目標の達成に向けた主な取組

主な取組

区の特性を踏まえた、マンション等の共同住宅における防災活動

第2部
第7章

課題

- ✓ 閉じ込めにつながりうるエレベーター
- ✓ 強い揺れや停電等に伴うエレベーターの停止や閉じ込めが懸念
- ✓ 共同住宅内のコミュニティの希薄化
- ✓ 想定避難者数の増加し(51,313→58,408人)も踏まえた在宅避難への備え

区全体	最大地区	麻布
1,357台	366台	

修正のポイント

- ✓ 共同住宅を対象としたエレベーター用防災チエアの無償配布等、共同住宅の防災力向上のための支援を拡充
- ✓ 地震時のエレベーター閉じ込め対応訓練の実施
- ✓ 居住者への防災知識・共助意識の向上に関する普及啓発
- ✓ 発災時を見据えた行動の啓発、居住者と地域の住民との相互連携づくり

長期的な視点から今後一層の具体化を図るべき取組

- ✓ 自主防災組織の活動支援など、マンション住民に向けた取組を支援
- ✓ 単身高齢者が増加していることなども踏まえ、地域やマンションコミュニティによる共助の推進の支援策を強化
- ✓ 在宅避難を行ううえで発災後のマンション特有の復旧等の課題の解決に向け、住民・管理組合・管理会社のそれぞれに対する普及啓発を推進

【マンション住民向け普及啓発】

- マンション防災に係る各種冊子・パンフレット等の作成及び配布
- 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をホームページ等で発信
- 居住者が自助とマンション居住者以外の住民との相互連携も含めた共助の意識に基づいた防災対策に取り組むための支援



啓発パンフレット



ホームページやSNSを活用した情報発信

【共同住宅の防災力向上のための支援】

- 防災組織の結成や結成後の活動の活性化に向けた支援
- 各フロアや近隣階ごとを基本単位とする安否確認訓練や災害時の物資の運搬役等について定めた防災計画の策定を支援
- 防災アドバイザーの派遣や防災出張講座
- エレベーター用防災チエアや備蓄品の助成
- エレベーター閉じ込め対応訓練の実施
- 「マンション生活継続計画」の策定支援



エレベーター用防災チエア等



閉じ込め対応訓練の様子

【避難体制の整備】

- 「マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」の改定し、在宅避難を含む避難方法の周知に活用
- 避難行動要支援者の避難について、防災住民組織や地域防災協議会等の協力を得ながら、情報の把握や避難誘導方法の整備
- 町会・自治会等単位の集団避難を基本とした地震発生時の避難



マンション震災対策ハンドブック



マンション各階での防災訓練

港区地域防災計画震災編（令和6年(2024)3月修正） 主な修正内容

港区地域防災計画震災編（令和6(2024)年3月修正）第2部・第3部等の各章や
分野横断的視点ごとに、今回の修正内容を整理しています。

港区地域防災計画震災編（令和6(2024)年3月修正） 主な修正内容

第1部 総論 の主な修正ポイント

総論

第1部 第1章 都

「港区地域防災計画（令和6(2024)年3月修正）」のポイント

- 令和6(2024)年3月修正の基本的考え方を整理するとともに、右記の項目について、「港区地域防災計画（令和6(2024)年3月修正）」のポイントを整理

- 建築物等のさらなる耐震対策の促進
- 帰宅困難者対策の強化
- 要配慮者の安全確保
- 区の特性を踏まえた、マンション等の共同住宅における防災活動の展開

- 情報収集・伝達体制の整備
- 避難体制の整備
- 複合災害対策
- 「港区における首都直下地震被害想定」の調査・分析結果の反映」に関する事項

減災目標

- 減災目標を、東京都地域防災計画の減災目標を踏まえ、次のとおり設定
～令和12(2030)年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させる。～

計画の目標

- 減災目標及び計画の目標の確実な達成のため、3つの柱と分野横断的な視点及び各視点に基づいて目標とすべき指標を改定

【3つの柱】

柱1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
柱2 区民の生命、身体、財産と港区の都市機能を守る応急体制の強化	区の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の回復などにより、区民の生命と地域社会の重要な機能を守り抜く
柱3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【指標項目】

柱1	初期消火対策実施率（消火器設置） 家具類の転倒・落下・移動防災対策 自助の備えを講じている区民の割合 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
柱2	区内の受援応援体制の充実強化 一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合 一時滞在施設の確保 つながる通信の確保 避難所環境の向上 災害時トイレの確保
柱3	

分野	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
横断的な視点	住宅の耐震化 無電柱化の推進

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

港区の現状と被害想定

第1部 第2章

都 区

人口推定

計画の前提とする被害想定

- 東京都防災会議が令和4（2022）年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」では、都心南部直下地震：M7.3、多摩東部直下地震：M7.3、に加え、立川断層帯：M7.4（活断層で発生する地震）大正関東地震：M8クラス、南海トラフ巨大地震：M9クラスもあわせて5つの地震モデルをもとに被害想定を見直し
- この被害想定を踏まえ、令和5年（2023）年3月、区は「港区における首都直下地震被害想定調査・分析」を行い、区全体及び各地区における被害想定、課題を整理

港区独自の津波・液状化のシミュレーション

- 津波・液状化のそれぞれが、区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、令和5（2023）年度に区では、独自の新たなシミュレーションを実施

計画の前提とする被害想定

第1部 第2章

都 区

被害想定結果の変化等※一部抜粋

	H24 東京湾北部地震	R4 都心南部直下地震	H24-R4 増減数（変化率）
震度別面積率 6弱	6.9%	27.9%	21% (4.0)
震度別面積率 6強	93.1%	71.9%	-21% (0.8)
震度別面積率 7	0.1%	0.2%	0% (2.0)
人的被害 死者	200人	127人	-73人 (0.6)
人的被害 負傷者	9,127人	5,274人	-3,853人 (0.6)
建物被害 全壊棟数	2,150棟	782棟	-1,368棟 (0.4)
地震火災	276棟	18棟	-258棟 (0.1)

	H24 東京湾北部地震	R4 都心南部直下地震	H24-R4 増減数（変化率）
ライフライン 電力施設	停電率23.4%	停電率10.9%	-13% (0.5)
ライフライン 通信施設	不通率1.9%	不通率0.6%	-1% (0.3)
ライフライン ガス施設	供給停止率 77.5～100.0%	供給停止率 46.2%	-31.5%～-53.8% (0.6～0.4)
ライフライン 上水道施設	断水率44.5%	断水率33.6%	-11% (0.8)
ライフライン 下水道施設	下水道管さよ被害率 28.0%	下水道管さよ被害率 5.2%	-23% (0.2)
エレベーター 閉じ込め台数	745台	1,357台	612台 (1.8)
避難者	51,313人	58,408人	7,095人 (1.1)
滞留者	1,052,117人	1,057,792人	5,615人 (1.0)
帰宅困難者	約46万人	約53万人	7万人(1.2)

港区地域防災計画震災編（令和6(2024)年3月修正） 主な修正内容

各地区の街づくりの現状と課題

第1部 第3章 区

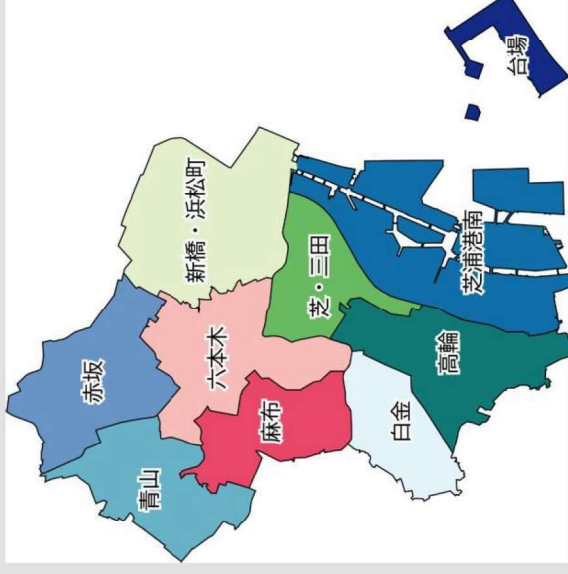
人口増加

地区別の課題

○港区における首都直下地震被害想定調査・分析に基づく各地域の課題を整理。各地域の特徴的な課題は以下のとおり

- 芝地区：芝地区の北側（新橋・西新橋・虎ノ門周辺）を中心に、液状化危険度が高いエリアが分布していることから、木造家屋を中心に建物の傾斜等の被害が発生
- 麻布地区：発災時に高速道路各路線を中心に一般車両の通行が禁止されると想定されるため、高速道路の出入口周辺を中心に、道路交通全体が混乱・麻痺
- 赤坂地区：南青山四丁目に急傾斜地崩壊危険度ランクが高い土砂災害警戒区域がみられるほか、危険性があると想定される土砂災害警戒区域も地区内に複数みられるため、急傾斜地崩壊が起こると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難な状況が発生
- 高輪地区：三田四丁目、高輪一～四丁目、白金四丁目、白金台一、二丁目に危険度が高い土砂災害警戒区域があるため、これらの区域で急傾斜地崩壊が起こると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる可能性
また、地震発生時には品川駅周辺や高輪ゲートウェイ駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性
- 芝浦港南地区：田町駅周辺や品川駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。また、台場は観光地となっており、多くの商業施設があることから、休日には買い物等による来訪者が多く、多数の帰宅困難者が発生する可能性
また、高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが発生する懸念があり、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となることから、建物は無事でも生活の継続が難しいとして避難所等に避難する人が発生する可能性

<地区区分>



港区地域防災計画震災編（令和6(2024)年3月修正） 主な修正内容

被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1部 第4章 都

被害軽減と都市再生に向けた目標	人的被害（死者）の減	物的被害の減
<ul style="list-style-type: none">● 令和5(2023)年修正では、新たな被害想定を踏まえた減災目標を明記● 目標期間は、令和12(2030)年度に更新	<ul style="list-style-type: none">● 区では、都心南部直下地震M7.3、冬の夕方 のケースで、住宅倒壊や火災等を原因とする死者120人を、令和12(2030)年度までに半減	<ul style="list-style-type: none">● 都心南部直下地震 M7.3、冬の夕方の ケースで、建築物の全壊・焼失棟数である800棟を、令和12(2030)年度までに半減

減災目標の達成に向けた取組

- 減災目標達成のため、長期的な視点から今後一層の具体化を図るべき重点事項を以下の項目で整理
 - 区民と地域の防災力向上
 - 安全な都市づくりの実現
 - 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保
 - 物流・備蓄対策の推進
 - 医療救護・保健等対策
 - 広域的な視点からの応急対応力の強化
 - 情報通信の確保
 - 避難者対策
 - 帰宅困難者対策
 - 住民の生活の早期再建

港区地域防災計画震災編（令和6(2024)年3月修正）

主な修正内容

第2部 震災予防計画、第3部 震災応急対策計画 の主な修正ポイント

第2部関連

第3部関連

区被害想定に基づく課題・方向性

防災まちづくり

課題と方向性

対応箇所：第2部 第1章

区

ハード対策

各地区の課題

各地区の抱える主な課題は以下のとおり。

芝地区：建物被害、液状化危険度、急傾斜崩壊リスク、人的被害
麻布地区：建物被害、液状化危険度、急傾斜崩壊リスク、人的被害、
赤坂地区：建物被害、液状化危険度、急傾斜崩壊リスク、人的被害、
高輪地区：建物被害、液状化危険度、急傾斜崩壊リスク、人的被害、
芝浦港南地区（芝浦港南）：建物被害、液状化危険度、人的被害、長周期振動による被害
芝浦港南地区（台場）：建物被害、液状化危険度、人的被害、長周期振動による被害

各地区の方向性

木造建物の倒壊ゼロ、液状化対策に係るアドバイスの実施、既存不適格な工レバーターの改修、急傾斜地崩壊対策の実施、危険性が高いエリアや建物の周知、長周期振動にの備えた家具固定のアドバイスの実施等、各地区の方向性を整理

施設構造物等の安全化／ライフライン施設の応急・復旧対策

課題と方向性

対応箇所：第2部 第2章

都

区

柱01

柱02

ハード対策

全地区共通の課題

全地区共通の方向性

- 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入して大渋滞となることに伴う道路交通の麻痺によって、走行困難になり路上に乗り捨てられる車も多く発生する可能性があり、応急・救急活動に支障が生じるおそれ
- ライフラインの被害によって、自宅での生活継続が困難となり、**避難所等への避難を余儀なくされる人が多数発生**

※他、各地区別に課題を整理

- ライフライン被害による自宅での生活継続困難やそれに伴う避難者発生を抑制するための、**家庭内での物資備蓄率向上に向けた普及啓発活動**を実施
- 地域全体の道路交通を考えた際に重要と考えられる道路や橋りょうについては優先的に道路啓開・応急的な復旧を行えるように、国や東京都との連携も含めた事前の体制整備や計画策定を行いま

※他、各地区別に方向性を整理